

多摩コメディカル研究会 規約

第1条 名称

- ・ 本会は「多摩コメディカル研究会」と称する
- ・ 略称は「多摩コメ」と称する

第2条 事務局

- ・ 本会の事務局は下記に置く。
- ・ 杏林大学医学部付属病院 臨床工学室内
事務局長 川上俊一郎
住所：〒181-0004 東京都三鷹市新川 6-20-2
電話：0422-47-5511
E-mail：kawakami@ks.kyorin-u.ac.jp

第3条 目的

- ・ 本会は多摩地域のコメディカルを中心とした会であり、循環器に関わるデバイス業務活動の発展や向上を図るための諸活動を行い、ひいては会員および各施設相互の研修・懇親に努め、多摩地域における不整脈治療の発展と、充実に寄与する。

第4条 事業

- ・ 本会は、第3条の項目を達成するために以下の事業を行う。
 - (1) 不整脈治療を中心とする症例および研究会、講習会開催
 - (2) 不整脈治療に関する特別講演および討論会の開催
 - (3) 研究会の記録
 - (4) そのほか運営上必要な事業

第5条 会員総会

- ・ 本会は、年に1回会員総会を開催する。

第6条 代表世話人会および世話人会

- ・ 本会は、第4条の事業を遂行するために代表世話人会および世話人会を置くことができる。
- ・ 代表世話人会は、第4条の事業を遂行するための重要な事項につき協議を行うものとする。
- ・ 世話人会は、第4条の事業を遂行するための事項につき協議を行うものとする。ただし、代表世話人会で協議が行われる事項は除くものとする。

- ・ 代表世話人会または世話人会は、必要に応じて適宜開催されるものとする。
- ・ 本条の会合後、議事録をとり、会員間の情報共有のために事務局に備置する。

第7条 会員

- ・ 本会の会員は次の者とする。
本会の趣旨に賛同し、主たる業務場所が多摩地域および近隣地域にあるコメディカルおよび循環器関連の医療機器事業を行う法人とする。

第8条 役員

- ・ 本会には以下の役員を定める。なお、役員の数に制限は無いが、本条の各役員は2名以上とする。
 - (1) 代表世話人 時岡伸行
 - (2) 副代表世話人 村上秀崇 永田吾一
- ・ 役員を選出・退任は以下の通りとする
 - (1) 代表世話人の選出・退任に関しては代表世話人会にて行い、世話人会にて承認
 - (2) 世話人の選出・退任に関しては代表世話人会にて行い、世話人会にて承認
 - (3) 世話人の選出・退任に関する条件は以下のとおりとする
 - 1) 世話人の選出
 - a)コメディカルの方
 - b)多摩地域および近隣の病院に勤務し、これまでの当研究会の事業に積極的に関与され、功績を残された方
 - c)原則として会員名簿に記載されている各施設を代表する者
 - 2) 以下の場合、世話人または代表世話人を退任する
 - a)多摩地域外の施設に転職した場合
 - b)人事異動により多摩地域外の施設または会員名簿に記載されない施設の勤務となった場合

第9条 会費

- ・ 当会は年会費を徴収しない
- ・ 当会は、研究発表会の開催時に参加者から一人2,000円を徴収することで運営を行う。
- ・ 当会は、当会の目的を理解し、支援を申し出た者から寄付を受けることができるものとする。

第10条 会計

- ・ 本会の収支報告は毎回研究会終了後に会計が作成し、監事の監査を経て、次回世話人会に報告し、承認を受けなければいけない

第11条 会計業務役員

- ・ 本会には収支報告業務の確認を行うため、以下の会計業務役員をさだめる
 - (1) 会計 張替健
 - (2) 監査 松永順

第12条 指定口座

- ・ 本会の運営資金は、次の口座を指定口座として運営を行う
多摩コメディカル研究会事務局
- ・ 通帳・銀行印は事務局にて保管することをさだめる

第13条 規約

- ・ 本規約の変更は、世話人会で定める

第14条 会則の施行

- ・ 本会則は平成24年 8月 1日より施行する

以上